

福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県浜児童相談所		
児童相談所長名	村井恭子		
所在地	福島県いわき市自由が丘38番地の15 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)		
電話	0246-28-3346		
定員	12名		
施設の概要	一時保護所		
設立年月日	昭和28年5月1日		
職員数	常勤職員 34名 非常勤職員 22名(南相馬相談室含む。令和5年11月27日現在)		
職種別人数 ※()内は一時保護所に所属する人数	職名	人数()	職名
	所長	1名()	特定会計年度任用職員(児童虐待対応相談員)
	次長兼一時保護課長	1名()	特定会計年度任用職員(里親コーディネーター)
	相談判定課長	1名()	特定会計年度任用職員(学習指導協力員)
	児童福祉司	16名()	会計年度任用技術職員(保育士)
	相談調査員	2名()	会計年度任用労務職員(給食検査)
	心理判定員	4名()	特定会計年度任用職員(宿泊直嘱託員)
	保健技師	1名()	特定会計年度任用職員(児童指導補助員)
	主査	1名()	非常勤嘱託医
	主事	1名()	特定会計年度任用職員(児童虐待対応専門員)
	保育技師	2名(2)	特定会計年度任用職員(家庭相談員)
	児童指導員	4名(4)	会計年度任用事務職員
	看護技師	1名(1)	特定会計年度任用職員(心理嘱託員)
一時保護所設備の概要	居室等名	室数	設備等名
	男児居室	2室	食堂・リビング
	女児居室	2室	面接・治療室
	幼児居室	1室	事務室
	学習室	1室	宿泊室
	遊戯室	1室	屋内運動場
	静養室	2室	厨房

2 理念・基本方針 (一時保護所業務取扱要領より)

○理念

安全で安心できる一時保護所
家庭的で明るい一時保護所
個人が尊重される一時保護所

○基本方針

1 運営の基本的な考え方

(1) 安全と健康の確保

子どもが心身ともに健康な状態であることが、援助の最低条件である。このため日常生活における死角を防止するなど、一時保護中の事故防止には細心の注意を払い、保健・衛生・栄養の各方面に常に配慮する。

(2) 情緒の安定化

一時保護される子どもは、それまでの生活環境から切り離されること、一時保護所は入所・退所が頻繁であり、集団の構成が刻々と変化することなどから、精神的に不安定な状態に置かれるのが常であるため、その子どもの心情を理解し、不安を取り除くように温かい援助を心がけなければならない。

(3) 基本的生活習慣の習得

基本的生活習慣は、社会生活に適応するために不可欠な条件である。家庭環境の問題等から身についていない子どもがしばしば見受けられることから、できるかぎり基本的生活習慣が習得できるように支援し、規律正しい集団生活を通して社会性や自律心を養うように配慮する。

(4) 信頼の回復

一時保護される子どもの中には、周りの人間から愛情をかけられずにきたために、人間、特に大人に対して極度の不信感を持っている子どもも多い。心を傷つけられてきた子どもの生活歴を十分に理解し、信頼を回復できるような人間的な援助を心がけなければならない。

(5) 意欲の向上

子どもの問題行動の背景には、生活・学習等のつまずきからくる疎外感や自信のなさがある場合が多い。つまずきの原点に立ち戻って、その原因を解明するとともに、子どもの長所を引き出して、自信を回復させるよう援助する。

3 児童相談所の特徴的な取組

老朽化や震災後の相談件数増加などに伴い平成29年8月に改築し、家庭的な雰囲気の中、個室や静養室も設け、遊戯治療室や屋内運動場等運動や遊びを通して子どもたちの情緒の安定に繋がるよう設備を充実させた。入所児童の特性を踏まえつつ安全と安心を最優先に児童相談所職員や関係機関との連携に努め、チームでの支援に取り組んでいる。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月20日(契約日)～令和6年3月29日
受審回数(前回の受審時期)	1回(令和2年度)

5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2404-SK2021048 0205 2802-SK2021049 0203
児童相談所の業務に関する研修修了番号	1号 3号 4号

7 総評

【特に優れている点】

1. 第三者評価を活かした質の向上への取り組みについて

前回の第三者評価結果を受けて職員間の話し合いを基に一時保護所の基本理念を新たに定めるとともに、これまでの「一時保護所業務取扱要領」を国の「一時保護ガイドライン」に沿って子どもの権利擁護や人権尊重を基本に据えたものへと全面改正を行っている。また、子どもが参加する会議の名称を「反省会」から「振り返りの会」へ変更し、職員自身が子どもに対して愛容的な関わりや子どもの立場に寄り添った支援をしているかを「人権チェックシート」を用いて定期的に確認するなど、様々な面で改善に取り組んでいる。

2. 児童福祉司や心理判定員との適切な連携について

子どもを担当する一時保護課職員(児童相談所内の各課と関連する場合は一時保護課、子どもの生活の場としては児童福祉法の基づく一時保護所と表現する)と相談判定課の児童福祉司及び心理判定員等による3パート会議を定期的に開催し情報を共有しながら援助目標や退所後の生活等を考慮した援助方針を検討している。また、一時保護所は児童相談所に併設されているので一時保護課職員による朝の引継ぎ(夜勤者と日勤者による)には担当児童福祉司や心理判定員が一緒に参加して情報や意見の交換を行い共通認識が持てるよう努めている。さらに、通院付き添いや各種行事等への参加のほか生活場面においても児童福祉司や心理判定員等の協力を得られる等連携が密になされている。

3. 子どものエンパワメントにつながる養育支援について

一時保護課職員は毎週開催する「振り返りの会」で子どもたちに「大切な存在であること」を繰り返し伝えるほか、子どもが毎日つける日記には必ず励ましのメッセージを書き込むなど自尊感情を育ててエンパワメントへ導く支援を実践している。また、学習・スポーツ・音楽・ゲーム・創作活動を通じ、それぞれの子どもが自分の特技や好きなことを見つけ出せるような機会を設定して子どもの意欲を喚起させ、自信をつけさせるよう支援している。一時保護所での児童相談所職員や入所している仲間たちとの関わりや体験をポジティブにとらえ、退所後の発達や成長の糧になるような関わりを児童福祉司や心理判定員と連携して取り組んでいる。

【改善が求められる点】

1. 観察会議の定期的な開催に向けた体制整備について

観察会議は現状では月1回にとどまっており、国の「一時保護ガイドライン」が示す週一回には至っていない。一時保護課職員はそれぞれ子どもの行動をよく観察しその変化に応じた支援に努めているが、日々の支援業務が多く忙を極めており、複数の一時保護課職員が同時に現場を離れることは困難な状況にある。子どもの援助目標や援助方針を設定し適切な支援を職員間で共有・実践するためにも観察会議は毎週定期的に開催できるように職員体制の充実や会議の持ち方の工夫が求められる。

2. 職員の専門性の向上への取り組みについて

職員が支援対象となる子どもが抱える課題や問題行動に適切に対応するためには、最新の専門的知識や援助技術の習得が不可欠であり、そのためにも研修機会の確保が求められている。しかし、現状では職員数に余裕がなく研修に職員を割くのは容易でないことから、職員数の増員による体制の整備・充実が望まれる。また、一時保護課の職員も3年程度で他の部署に異動しており、長期視点に立った育成が難しいので、異動があたっては児童福祉経験者を配置するなど中堅職員の配置や育成の取り組みが望まれる。

3. 重大事件に係る触法少年への対応について

一定の重大事件に係る触法少年の一時保護については、本庁児童家庭課による特別体制によると定められているが、これまでそのような事例を一時保護した経験がなかったことから援助方針が定められておらず、専門家を含めたバックアップチーム体制の整備もされていない。しかし、児童相談所は触法少年も含め、全ての児童の問題に関する相談機関であるため、今後このような少年の受け入れが発生する可能性は否定できないことから、受け入れを想定した処遇マニュアルの作成とそれを支える専門的なバックアップチーム体制の整備を図ることが望まれる。

8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

今回の第三者評価では、前回の第三者評価結果を受けて改善が行われている点や保護された子どもたちにチームとして高い支援を提供していること、権利擁護の部分で高評価をいたただけたことには、日々対応の難しい子どもたちにかかるものとして励みになり、今後も継続していかなければと思います。

評価結果及び貴重なご意見を元に日々の業務の振り返り、改善できる点は速やかに改善し、今後も子どもに寄り添った支援に努めたい。

9 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

別表

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

第三者評価結果	a
【コメント】 入所時に「一時保護所のしおり(幼児向けと学齢期向け)」を配布し一時保護所の生活内容について分かりやすく説明をしている。また、「子どもの権利ノート」(福島県作成)を配布して説明している。要望や不満があれば意見箱に意見を入れて良いことや職員や心理判定員にいつでも相談して良いこと等、複数の相談方法を伝えている。生活ルールについて子どもから就寝時間や子ども同士住所を教えあうことがなぜだめなのかなどの質問に対しても丁寧に理由を説明している。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

第三者評価結果	b
【コメント】 意見を出しやすい環境づくりや子どもとの信頼関係づくりに努めている。もの言わぬ子どもへは、個別に時間を取り丁寧に対応している。職員一人ひとりの真摯な取り組みの様子が、子どもの表情やアンケート内容、「振り返り」記録などで確認できている。「意見箱」を活用する子どもが増え、出された意見に対しては一時保護課とは別組織の相談判定課長が、子どもから話を聞いて対応する体制がとられている。また、今年度から退所時のアンケートを取り、その結果を一時保護課内で検討し対応している。 なお、意見箱の位置が高く背の低い子は投函が難しいことや意見用紙が備わっていないので気軽に投函できない状況にあり、改善が望まれる。また、苦情解決に当たる外部の第三者委員を設置していないので、設置したうえで子どもとの懇談の場を設けるなど子どもの意見を吸い上げる体制を整え苦情解決制度を機能させることが望まれる。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関する説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

第三者評価結果	a
【コメント】 保護開始の時、子どもに児童福祉司と心理判定員から入所理由を説明している。一時保護所の職員は、入所理由や目的について子どもに聞き、理解しているか確認したうえで、「入所のしおり」で生活や注意事項を説明している。幼児には「お泊り保育」と説明している。私物の持ち込みについては、認めるもの・認められないものを理由を示して説明している。携帯電話の持ち込みは原則禁止と説明している。入所期間は安易な期待や不安を抱かせないよう問題が解決されるまでと説明している。説明に不満が出て納得しない場合は、時間をかけて心理判定員等と連携して納得できるよう取り組んでいる。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a

【コメント】

保護期間中家族との調整などの情報は、窓口を心理判定員にして伝えている。一時保護の見通しについても主として心理判定員が児童の年齢や特性を踏まえ、不安定にならない程度に情報を伝えている。虞犯などに対しては、自分の行いに対して振り返りができるよう入所理由について作文を書くなど現実に向き合えるよう支援している。一時保護課の職員は相談判定課と情報を共有し子どものフォローに努めている。

③ 保護解除に関する説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a

【コメント】

施設入所の場合は施設のパンフレットを見せて説明するとともに施設職員と事前面接や施設見学等を順序だてて行い、不安を解消するように取り組んでいる。発達障がいを持つ子どもには施設職員と事前に面会・見学を通じて馴染みの関係を作り、職員から「待っているよ」との声掛けなどにより入所の気持ちを高めている。里親委託の時は、プレイルームで里親と一緒に遊び、里親宅に外出するなどの関係づくりを行っている。自宅に帰る場合は、保護者に対し相談判定課にて「ペアレントトレーニング」を行うなど家庭復帰に向けた支援をしている。措置解除は子どもの状況を注意深く見てタイミングを計りながら検討している。子どもが不安になった時は、相談判定課と連携して個別に対応している。

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

退所にあたっては、子どもの年齢や状況に応じ心理判定員から緊急避難や通報先等の電話番号を教え、児童福祉司や心理判定員の名刺も渡しいつでも連絡できるようにしている。施設入所や里親への引き取りに対しても、パンフレットや子どもSOSダイヤル「189」のチラシを配りSOSの出し方や児童相談所全国ダイヤルなど具体的に教えている。家庭訪問の時期が決まっていれば退所前に伝えている。

しかし、「児童相談所全国ダイヤル」の使い方等SOSを出す具体的な練習はしていないので、携帯や公衆電話などでSOSを出す練習をさせることが望まれる。また、法テラスへの年間の相談件数は10件程度あることから法テラスの連絡先などの周知も望まれる。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

居室や一時保護所への出入り口に鍵はかけておらず、施設内は自由に移動することができるようになっている。これまで通信制の高校や短大のスクーリング、テストなどでの通学、児童相談所のパソコンを使ったオンライン授業なども認めた場合もある。携帯電話の使用はバイトなどの連絡に必要な時など心理判定員の面接時に限り認めた例もある。

なお、子どもの安全確保の面から一律に外出・通学・通信・面会に制限を設けているが、制限の理由については子どもや保護者に十分説明し理解を得ることが望まれる。また、行動制限の必要がない子どもには、できるだけ一時保護委託の利用や現在設けている生活ルールの必要性を再検討し、家庭的な生活環境に近づけることが望まれる。

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

県の被措置児童等虐待対応マニュアルを職員全員が周知し、予防に努めている。また毎年人権チェックシートで、支援の振り返りを行い被措置児童の虐待未然防止と予防に取り組んでいる。夜間補助員には採用面接時に説明する他、雇用後に毎月確認をしている。

なお、職員の言葉が怖いという訴えが出されたことがあり、職員に注意を促すとともに職場内で検討しその職員と訴えた子どもが1対1にならないよう他の職員が常に側にいるような対応に努めたことがある。

また、不適切事例が起きると子どもに心理面の不快感や大人への信頼感を失わせる事につながるため事例のように子どもがすぐ声を上げられる環境づくりに引き続き取り組むとともに、虐待防止について職員の理解を深める研修の実施が望まれる。

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

子ども同士のトラブルや権利侵害が発生した時は、被害児と加害児を分離している。一時保護所職員が双方から聞き取りを行い事実確認をしている。その後で担当児童福祉司と心理判定員が直接を行い心理ケアに努めている。入所時に暴力は許されない行為であることを伝え、暴力を受けた時や見た時は職員に相談すること、意見箱に入れてても良いことを話している。

なお、起きた時にはヒヤリハットの対応で検討をしている。今後子ども同士の性的なトラブルなどが発生した場合、難しい対応に迫られる場合もあり、未然防止のため職員の洞察力の向上や対応方法などの研修を行うとともに対応マニュアルなどの整備も望まれる。

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

入所児にアンケートや聞き取りで食習慣や日課等の違いを把握している。食習慣・日課・信仰など多様な宗教や民族に対応できるように「宗教別禁止事項とその対応について」のマニュアルを作成している。

また、簡易ではあるが「LGBT等への対応方針」も作成し支援に活かしている。特別な配慮をする子どもについては、処遇の在り方を検討し個別に対応している。カミングアウトの有無に関係なく、入浴や排泄などのプライベートな場面での個別対応にも配慮している。

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

LGBTに関しては「LGBT等への対応方針」を整え、簡易ながら資料を作成している。個室がありシャワーやトイレが備えられ受け入れできる環境となっている。受け入れの際は、服装(例:ナベシャツの着用)などその子に合わせた配慮に努めている。また、同時期に入所している他児への説明も本人の希望を聞き説明方法を検討し、偏見の防止や好奇の目で見られることを避けるための説明を行いフォローしている。

さらに、カミングアウトしていない子どもにも詮索することなく見守りで対応するなど、その子に合わせた対応を心がけている。

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持つる養育・支援を行って

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

毎週振り返りを行う子ども会を開催している。名称を「反省会」から「振り返りの会」に変更し意見を自由に言える雰囲気づくりを行っている。会の中で自らの生活を振り返り、次週の目標を考える機会となっている。会議の時、職員は「子どもは大切な存在」であることを伝え、被虐待児には寄り添いながらその子の気持ちを代弁することを心掛けている。他の子どもには秘密にすることを伝え自らから話しだすのを待つ姿勢で関わっている。私服やぬいぐるみ、枕など愛着のある物の持ち込みを認めている。令和2年度から毎月職員と夜間補助員を対象に人権チェックシートで自己の支援を振り返る取り組みを始めており、結果を分析し課題を話し合っている。

なお、共同生活のため「おやくそく」として生活ルールがあり、一律の取り扱いとなっているが、通信や私物の持ち込み、携帯の原則禁止など一時保護所として求められる家庭的な雰囲気づくりにあつてはいるか必要性も含め検討することが望まれる。

② エンパワーメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワーメントにつながる養育・支援を行っているか

第三者評価結果	s
---------	---

【コメント】

毎週の「振り返りの会」に「大切な存在」であることを繰り返し伝えるとともに毎晩日記を書いてもらいそれに励ましのメッセージを添えることで自尊感情を育てエンパワーメントへ導くケアを実践している。また、学習や趣味、スポーツ、音楽、工作など得意分野を見出せる場面を設定する他、文化祭など発表の場を設け自信につなげている。さらに、一時保護所に入所したことがマイナスの前歴とならないように、保護所での人の関わりや体験をポジティブに捉え、退所後の発達や成長の糧となるような関わりを児童福祉司や心理判定員と連携し取り組んでいる。退所アンケートの中に「将来は児童福祉司になりたい」というメッセージが見られる等、子どもから職員への良きフィードバックであると思われる。

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

生活歴など子どもからの聞き取りは原則担当職員が行うこととしている。勤務の都合上別職員になることもあるが、子どもが安心できるようその後のフォローを特定の職員が当たるよう配慮している。聞き取りは子どもの居室や学習室など子どもと1対1になれる環境で行っている。安心して話せるよう保護所職員や心理判定員と共有してよいか確認するとともに、保護者には伝えないとや話したくないことは話さなくてよいことを伝えている。児童福祉司と心理判定員が把握した情報は、口頭や児童相談所情報管理システム内で共有できるようになっている。

なお、一時保護課の職員は人員体制に余裕がなく、聞き取りの技法などを学ぶ外部研修に参加できていない現状にあるので、参加機会の確保が望まれる。

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

夜間に男女の部屋のゾーン分けがあるが、一時保護所は鍵で管理されておらず自由に行き来できる開放的な環境になっている。一時保護の人数が定員を超えた場合は早急に里親や児童養護施設委託で対応している。一時保護所は平成29年度に改築しており設備は運営基準を満たしており、利用する子どもの状況により部屋割も柔軟に対応できるようになっている。居室は仕切りや衝立は子どもの安全確保の面から死角を無くすため設けていないが、必要時に衝立の活用でプライバシーへの配慮をしている。

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

一時保護所の生活は日課表がありその中で自由時間を多く設け、子どもが自由に選択して過ごせるよう、本・DVD・ゲーム・おもちゃなどを備えている。また、華美なものや高価なもの、肌が露出するものを除き、原則私服着用を認めている。着用出来ない服は本人に説明し納得を得たうえで保管している。頭髪についても生来の茶色など自然な髪以外は他の子どもへの影響を考慮し時間をかけて説明し同意をもらい、黒に染め直している。さらに、特別な配慮を要する子どもには個室対応としている。

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

居室など生活場面は外部からの視線にさらされることなく安心して生活できる環境となっている。また、職員が子どもと一緒に毎日清掃する等、衛生的な環境が保たれている。部屋の温度管理は事務室で行い、加湿器を設置する等快適な環境が保たれている。居室・リビング・体育館・所庭などがあり、自由時間は児童間で話し合い、場所を設定して過ごせるようになっている。子どもの作品を廊下に飾り、リビングにはテレビや玩具類がありリラックスできる家庭的な雰囲くなっている。

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

管理者は次長となっており、一時保護課長を兼務している。事務分掌に管理者の役割が明記され、職員に配布し周知している。管理者は職員会議・受理会議・援助方針会議・観察会議など重要な会議に出席する他一時保護所を度々訪れるなど、子どもの状況や一時保護所の状況を把握し、職員との信頼関係を築いている。管理者は他部署からの異動で就任しており、児童福祉関係についての経験はなく、スーパーバイザーの資格等は取得していない。

なお、主任クラスの職員がSV研修を受け職員に助言し相談に乗っているが、管理者として一時保護課の指導・監督に当たる観点から、スーパーバイザーの研修受講など専門的な知識の習得が望まれる。

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

一時保護所には保育士3名・児童指導員4名・看護師1名・嘱託の心理担当1名(年度途中採用)・学習指導員2名が配置されている。国の運営基準は満たしているが、交代制勤務のため勤務シフトを組むと年次有給休暇の取得や外部研修の参加は制約を受けている。日中は入所児の対応に追われ、ケース記録の記入など事務作業は残業や夜勤時に行っている。現在国において一時保護所の職員定数基準の見直しが予定されており、専門職として必要な研修に参加できるよう現状に即した定数見直しに期待したい。

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

各職種の役割は職員の資格を考慮して役割や業務が決められ事務分担表で明確にされている。職員の中には他の児童相談所で児童福祉司としての業務経験者がいる他、看護師も配置され、生活支援や相談援助、健康管理面で能力を発揮している。心理担当は心理学科卒業者を嘱託で採用しているが臨床心理士として経験はなく子どもの心理対応は相談判定課の心理判定員が行っている。学習指導員は教員資格を持っている方を嘱託として採用し学習支援に当たっている。

なお、一時保護課の職員体制に余裕がなく、面接やアセスメント技法など専門的な研修を受ける機会が少なく、研修に参加できるよう体制の充実を検討することが望まれる。

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	a

【コメント】

「保有個人情報の適切な管理のための点検表」により年1回点検が行われている。また職員会議でコンプライアンスについて周知徹底が図られている。ケース記録や会議資料では児童名をイニシャルで表示する等、特定されないようにしている。書類は一時保護所内にはおかげ事務所においてあり職員がないときは施錠している。児童のケース記録は相談判定課で保管し、子どもが成人になった時廃棄している。また、クローズシステムを導入し、ID番号で管理する等、情報漏洩防止に取り組んでいる。

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	c

【コメント】

新採用職員については1年間サポート職員が付き指導を行い育成している。転入職員も含め新しく一時保護所に配属された職員に対しては、児童福祉法や子どもの権利条約などを学ぶ研修機会を設けている。また、課会議の時研修を受講した職員から伝達研修が行われている。

しかし、一時保護課の職員は3年程度で異動があるため計画的に育成をしていくことは難しい現状にある。また、業務優先で余裕をもって外部研修に派遣できる体制になく、職員の専門性を計画的に育成することは出来ていない。今後は、異動でも児童福祉経験者を配置するなどステップアップしながら職員を育てる取り組みが望まれる。

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	b

【コメント】

申し送りノートの他、朝・夕に日勤者・夜勤者間で次の勤務職員が必要と思われる情報の引継ぎを行っている。その他に毎朝日勤者と学習支援員で打ち合わせを行い、当日の予定や職員の動きを共有している。また、令和3年度から保護課長(次長兼務)と日程調整を行い観察会議を行い、子どもの情報共有と支援の方針について話し合っている。休みや業務で参加できない職員も会議結果を回覧により情報共有をしている。相談判定課とは3パート会議で情報共有がなされ、児童相談所内の情報共有も行われている。

なお、共有する情報や引き継ぐべき内容について基準が明確になっていないので、多忙かつ交代制勤務の職場環境で漏れを防ぐためにも引き継ぐべき情報の基準を決めておくことが望まれる。

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

第三者評価結果	s
---------	---

【コメント】

児童福祉司・心理判定員・一時保護課の3者に加えてSV(スーパーバイザー)もいれて3パート会議を行い、情報共有しながら援助方針を話し合っている。また、一時保護所は児童相談所に併設されており担当児童福祉司・心理判定員が朝の引継ぎへの参加することややケース記録を確認する他、毎週子どもとの会食や行事、通院につきそう等、相談判定課の担当職員と連携・協力が密に行われている。一時保護課の職員の中には児童福祉司の経験がある職員もあり、情報共有が図りやすく、児童福祉司・心理判定員は一時保護の子どもの変化を共有できており、援助方針の見立てなどに役立っている。

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

労務管理は次長が行い、超勤や休暇取得など管理しており労務管理体制は構築されている。年1回ストレスチェックを行い、不調があれば相談機関も設けられ相談機会もある。ハラスメントについても防止指針があり、職場内で周知されている。夜勤もあり勤務シフトが組まれ、年休や夏季休暇は取得できるように調整しているが、急な休みは調整が難しく、相談判定課から応援をもらい対応することもある。入所する子ど�数や特性のある子どもなどで業務が左右され、外部研修に参加が難しく休暇が取りにくい時もあり、超過勤務が続く場合も見られる。虐待等の増加するニーズに合わせ職員の充足が望まれる。

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

看護師が配置され子どもの健康管理がなされている。小児科医・精神医の嘱託医がおり、小児科医による月1回の診察が行われている。精神科医は月一回児童相談所での診察を行っており必要に応じてその診察を利用する場合がある。それ以外の診療科とは、必要時に通院で対応している。特別に配慮を要する子どもは在宅時のかかりつけ医を継続受診ができるよう対応している。通院に当たっては一時保護課の職員の他、相談判定課の児童福祉司・心理判定員の同行協力体制も出来ている。さらに地域の医療センターとも連携が取れており、緊急時の対応も可能となっている。

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

性被害立件の場合の警察との面接は、相談判定課において同性警察官による聞き取りの対応を依頼し、職員が立ち会うなど安心できる環境づくりを行っている。司法面接の場合は、検察の面接に職員の立ち会いや別室で待機し見守る体制を取っている。事前に検事とパニックや2次被害の防止、誘導的な質問をしないよう配慮事項を協議している。子どもには、話が出来ない場合には無理に話をすることはないことを伝えるなど心情配慮もしている。また、相談判定課に警察官OBが配置され警察と協力体制を構築している。

なお、警察から事情聴取を受けた際の子どもの感情を代弁し心の傷を広げないアドボケイトへの取り組みは不十分であり、対応が望まれる。

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

施設入所に当たっては、施設のパンフレットを見せ、事前面会や施設見学を行い不安を取り除いている。見学の際は施設職員から丁寧な情報提供を行い、「入所を待っているよ」と声をかけてもらい、入所時にも児童相談所職員が同行し 児童の行動観察の概況を提供し 安心できるよう丁寧な引継ぎが行われている。里親委託に当たっては、面会交流・外出・外泊・会食など徐々に里親家庭になれるプロセスを踏んでいる。里親には子どもの情報、行動観察からの特性を伝え対応の方法をまとめた資料を提供する他、子どもへも児童福祉士と心理判定から意識づけを行い委託につなげている。委託後は児童福祉司が訪問し、子どもの状況を確認する他、学校等関係機関と情報交換している。

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

いわき市の各地区保健福祉センター・要保護児童対策地域協議会・学校・保育所等の子どもの育成にかかわる関係機関との連携は相談判定課の児童福祉司が中心になって行っている。一時保護課からは子どもの情報や資料を出しており、関係機関との連携情報は児童福祉司から引き継ぎがあり共有できている。

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

一次保護所の理念は、前回の第三者評価受審後に令和4年に課内で検討し作成している。また、「一時保護業務取扱要領」を国の「一時保護ガイドライン(平成30年7月)」を踏まえ改定している。同時に安全・安心、家庭的、個人の尊重を柱とした理念を策定し、それを基に基本方針も作られ、運営の基本として職員に毎年配布し、周知している。、

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

事業計画は年度末に各担当業務の評価・反省の上に立って課題を協議事項として話し合い、次年度の計画を策定している。子どもの意向は退所する子どもにアンケート調査を行っている。また、各行事については終了後「振り返りの会」で子どもから要望や意見を聞いている。子どもの意見は 次回以降の行事などに反映している。

なお、事業計画は見直しの手順など仕組みはなく、内容も数値化されたものとなっていないため事業効果を具体的に評価できるものではない。年度の終了時に目標の達成状況や事業実施状況の具体的な評価は行われておらず、慣例で次年度の計画を立案せざるを得ない状況となっている。PDCAサイクルで事業計画を立てるためにも目標などを数量化する取り組みが望まれる。また、地域の福祉ニーズについては市町村の要保護児童対策地域連絡協議会などを通じて把握し事業計画に反映することが望まれる。

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

入所時に体調・けがなどを確認し、傷や痣などは写真で記録している。必要に応じ専門医を受診し健康診断をしている。緊急保護された子どもの調査は相談判定課の児童福祉司が行い、引き継ぎがあり情報の共有がなされている。子どもへの保護理由の説明は児童福祉司と心理判定員から行い理解ができるようにしている。一時保護課職員が子どもの話に耳を傾け身上監護に当たっている。緊急保護は、相談判定課・一時保護課職員が出席して受理会議を行い所長の判断を受け組織的に対応している。なお、虐待を理由とする緊急保護の場合は、初期対応チームが中心になり会議が行われ所長の判断で保護を決定している。

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

入所時に「入所のしおり」で生活内容や日課について説明している。子どもの年齢に合わせしおりも2種類(幼児向け・小学生以上)作り、理解できるよう工夫している。また、「子どもの権利ノート」を配布し、子どもが持っている権利や生活の決まり、意見の出し方などを説明している。幼児にはスキシップを大切にしアタッチメントに配慮している。日課も子どもの状況に応じて組まれている。子どもの状況に応じて心理判定員がプレイセラピーを行い情緒の安定に努めている。毎日掃除を行い、洗濯干しやたたみ収納を一緒に行い生活習慣が身につくように励ましながら取り組んでいる。幼児にはぬいぐるみの使用や添い寝、タッピングを行い安眠できるように取り組む他、トイレットトレーニングにも取り組んでいる。

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

一時保護所の生活に変化を持たせるため季節感を入れた年間行事計画を立てている。日課は、子どもの年齢層に応じて構成している。子どもの特性により日課通りの生活を送ることが困難な子どもには別メニューで支援している。毎日、入浴や洗濯を行い、出来るところは子ども自身に行わせることで生活習慣が身につくよう支援している。また、生活の中で週番のリーダー・掃除・風呂洗い担当などの役割を持たせ励ましながら支援している。日常の生活リズムや人間関係が築かれていない子どもが多く、特に幼児は睡眠リズムとトイレトレーニングの支援を中心に情緒的な安定を図るケアに努めている。さらに、相談判定課の職員の協力を得てコロナ禍できなかつた外出行事(市内公園散歩・ハイキング等)を行い、気分転換や社会体験を積んでいる。

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

食事は食材購入・献立作成・調理を外部の業者へ委託して、委託先の栄養士の栄養管理のもとで食事を提供している。食事は3食とも定時に提供しており、食事時間は30分としているが、子どもの状況に応じて延長している。

また、献立は1週間単位で作成され、本人・家族・学校・保育所等から聞き取ったアレルギーのある子どもには、除去食をトレイに明示して提供している。年2回、子どもと職員に食事に関するアンケートを行い希望や意見を確認して、毎月開催される給食会議で委託業者に伝達し、メニューに反映するようにしている。

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか

第三者評価結果

a

【コメント】

私服は、露出のあるものや派手なもの、高価なもの以外は着用を認めている。着用を認めない私服については、一時保護所職員が入所時にしおりで説明したうえで、個別に理由を説明して納得して貰っている。着用を認めた服は、書面と写真に残し、紛失等がないように管理している。私服を持ってくる子どもは少なく、倉庫に靴・夏服・冬服をサイズに分けて保管し、いつでも貸与できるよう整理している。一時保護と同時に、子どもに合った靴や服を貸与している。貸与に当たっては、複数(3つ程度)の服等を提示し、子どもに好きな洋服を選んでもらっている。下着は、持参してくれる子ども以外は、新品を支給している。私服の着用を認めることにより、何よりも子どもの精神的な安定が図られている。

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

学年に応じた就寝時間を設定している。ただし、その日の子どもの体調や状態に応じて個別に対応している。また、大晦日の就寝は遅い時間としている。小さい子どもには添い寝や見守りを行い、安心して就寝できるよう支援している。また、使い慣れた縫いぐるみやバスタオル、毛布などを持ってきてもらうことや、持っていない児童に対しては、一時保護所の縫いぐるみの中から1つ選んでもらい貸与する場合もある。暗いと眠れない子どもには小さな電灯をつけたままにするなど、子どもに応じて安心して眠れるように配慮している。温度はエアコンにより事務室で一斉管理をして適温にしているが、子どもの意見を聞いて調整している。寝具は汚染があれば、随時、洗濯や交換を行う他、毎年1回業者に委託してクリーニングを行っている。カバー類は毎週1回洗濯をして清潔の保持に努めている。

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

入所時に、本人や家族から感染症の罹患等を含め確認表を使用して過去の疾病等を聞き取り、体調の確認を行っている。必要に応じて個室対応とした後に感染の有無を判断したうえで集団へ入れている。毎日、起床後に検温を行い、看護師が体調管理を行っている。虐待等で身体トラブルのある子どもや感染症の疑いのある子ども、体調不良の子どもについては、速やかに嘱託医である小児科医またはかかりつけ医を受診し、他の児童は月1回の嘱託医の来所による小児科診療日に受診している。性被害などの子どもは速やかに婦人科を受診させている。

また、精神科については、月1回の児童相談所で開催している精神科診療に合わせて嘱託医の診察を受けている。服薬は、服薬支援マニュアルに基づき、職員によるダブルチェックを行い、誤薬や飲み忘れ等の防止に努めている。さらに、市販薬を救急箱に準備し、看護婦の指導のもとで使用して払い出し表で管理している。

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

2名の学習指導協力員が交代で月～金曜日の午前中に、学習援助計画に従い子どもたちの学習指導を行っている。入所時に学力テストを行い、結果を見てスタートするレベルを決めている。学習時間には、職員も同席し支援を行っている。一般的に、入所てくる子どもたちは学業途中での挫折や学力が学齢に見合わないなど学習の到達度が様々であるため、子どもの学力に応じたレベルから学習を始めている。出来る問題を解くことで自信をつけさせ、学習意欲をもたせるように指導している。

在籍校の先生が面会に来てプリントを持参してくれている。また、職員の方から児童福祉司を通して必要な課題の提供を依頼している。さらに、児童福祉司が送迎を行い通学や中間・期末の試験を受けるための登校を支援する場合もあるほか学校と連携して児童相談所で試験を受けさせるなど柔軟に対応している。

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

保育のための部屋が準備され、一時保護所で定めた保育プログラムに沿って、保育を行っている。粘土・パズル・キーボード・ブロック・絵本があり好みに応じた遊びができるように支援している。また、職員が移動図書館から紙芝居や大型の絵本を借りて読み聞かせ等を行っている。概ね1~6歳までの子どもを対象に保育を行っているが、2~6歳児は一緒に保育している。大人との信頼関係や愛着関係が持てるような関わりを重視して保育を行っている。特に、虐待の子どもには愛着を大事にして、人の関わりや大人との関わりがもてるよう支援している。

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

心理判定員が、子どもの家族に対する思いなどを質問紙などを使って把握したうえで面接を行い、子どもの気持ちの把握に努めている。家族とのやり取りは児童福祉司や心理判定員が担当しており、原則、一時保護所職員が家族の状況を子どもに伝えることはない。家族の面会は、心理判定員が子どもの思いや意向を踏まえ家族の状況等を考慮して面会時期を調整している。面会を子どもに伝えるタイミングは、子ども本人に与える影響を考えて心理判定員と相談して決めている。また、家族との面会を希望しない時は拒否出来ることを子どもに伝えている。面会の前後は子どもが落ち着かなくなるため、職員がフォローし個別に対応している。家族等の面会は一時保護所職員及び心理判定員が同席している。面会時の家族に対する子どもの言動や状況を一時保護所の職員間で情報共有している。

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

性的問題を抱えた子どもについては、受理会議で新たに配置された保健師も参加して一時保護した後の対応について検討している。保健師は、乳幼児や虐待を受けた子どもや性被害ケース時の初期対応のメンバーとして参加している。性被害のケースでは速やかに婦人科で受診を行っている。また、入所時に「子どもの権利ノート」を用いてプライベートゾーンについて説明し、同性の心理判定員が子どものレベルや理解度に応じて性教育を行っている。一時保護所では、性被害の子どもについては同性の職員が関わりを持つように配慮して、生活場面でフォローするようしている。

なお、一時保護所内で新たに性的問題が発生した場合の対応方針がないので、マニュアルなどの策定が望まれる。

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議において他害や自傷行為を行う可能性のある子どもは概ね把握できている。入所時にリストカットの経験があるかを確認している。また、日頃の行動観察や心理判定員の面接の中から把握した自傷行為の可能性の情報は一時保護所職員に伝えられ、共有している。自傷行為を行う可能性のある子どもが精神的に安定するまで、刃物・洗剤等の危険物は子どもの周囲に置かないようにしている。剃刀などを貸した場合は必ず回収している。他害の可能性のある子どもについては、シャープペンを鉛筆に変え、学習に必要なもの以外はその都度回収している。また、他者とのトラブルが発生しそうになった時には別室でクールダウンさせ、個別に関わるようにして感情のコントロールができるように支援している。

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

無断外出の可能性のある子どもは受理会議で評価し把握している。具体的には、無断外出を経験している・一時保護入所に納得していない・親しい異性への執着が強いなど子どもの状況から判断している。

また、無断外出の可能性の高い子どもについては、交友関係・立ち寄り先・連絡先などを確認して、立ち寄り先のリストを作成することとしている。一時保護時に子どもの写真を撮り、服装を記録するようにしている。無断外出が発生した場合、無断外出マニュアルに従い対応を行い、戻った子どもを温かく迎え入れ、安全確認や行動確認を行ったうえで落ち着くまで個別対応を行いながら、自分の行動の振り返り(作文)をさせている。さらに、心理判定員が面接を通して、再度動機づけを行っている。無断外出を知らない子どもにはあえて説明しないが、事実を知っている子ども等には説明している。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果	c
---------	---

【コメント】

これまで重大事件に係る触法少年を一時保護した事例はない。仮に、一時保護することになれば、個別プログラムにより個室において他児と分離して個別に対応することになる。重大事件に係る触法少年については県の児童家庭課と情報共有や連携を図って対応することになっている。

これまで、実績がないことから重大事件に係る触法少年に関する処遇マニュアルが作成されていないため、受け入れを想定した処遇マニュアルの作成とそれを支える専門家を含めたバックアップチーム体制の整備が望まれる。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

身近な親族が亡くなった際には、子どもの年齢や状況等を勘案しつつ、一時保護課職員や相談判定課職員等のチームで、伝達の時期・方法・伝達者等について十分検討した上で伝達し、葬儀への参列も実施している。心理的ケアについては、その必要性を子どもの生活の様子や言動を注意深く観察しながら判断し、一時保護所職員又は心理判定員がその都度対応している。

なお、グリーフケアやモニングワークの取り組みについては、体制整備に向けて検討している段階にある。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議により虐待が疑われる状況を確認し、その子どもに必要と思われる受け入れ態勢の準備を行っている。緊急一時保護に際しては、保護時の状況や子どもの状態を確認し、医師の診察等必要な対応を速やかに行っている。被虐待児への標準的な対応については、一時保護所業務取扱要領で示されている他、入所後の行動観察や心理判定員・児童福祉司との情報交換により、必要な心身のケアや日常生活スキル獲得の支援等の検討を行い、それぞれの子どものニーズに配慮した対応を行っている。保護期間中の医療については、必要に応じて小児科・精神科の嘱託医の診察を受ける他、通院治療を受ける体制が整っている。心理的ケアについては、精神科医の助言を受けつつ心理判定員が個別に治療的関りを行う他、一時保護所職員が各自の生活場面で子どもに寄り添いながら、安心できる環境を整えている。

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

子どもの障がいの把握は、受理会議により把握できている。事前に把握が困難な場合でも、嘱託医による医学的診断や心理判定員による心理診断、一時保護所での行動観察等により的確な把握と対応ができる体制にある。

なお、身体障がい児の対応は、バリアフリーの建物であるため受け入れはできる物理的環境にあるが、看護師の複数配置など医学的管理体制が十分ではないため、医療型障害児入所施設への委託が多い。そのため、障がい児の受入可否の判断基準を明確にしておくことが必要である。また、知的障がいや発達障がいのある子への標準的な対応については一時保護所業務取扱要領で示しているが、発達障がいのある子どもの日課やプログラムは作成されていないので、整備することも望まれる。

[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われてい

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

子どもの健康状況は受理会議で把握している他、緊急一時保護時や不明な情報については、保護者・学校・主治医等から詳細情報を得ている。一時保護後に嘱託医の診察の他、服薬等を行っている場合には主治医の診察を受け、それらの情報は児童相談システムに入力し、職員間で情報共有できる体制が整っている。服薬管理は服薬支援マニュアルを作成し、服用前・後にそれぞれチェックするなど、多重チェック体制となっている。

しかし、インスリン注射が必要などの医療行為が必要な子どもの対応は、常勤看護師が1名であるため24時間常駐する体制にないことから入所を制限しており、常勤看護師を増やすなど体制の確保が望まれる。

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

無断外出発生時の対応は、一時保護所業務取扱要領で示す他、「無断外出対応(夜間・休日用)」・「無断外出対応についての留意点」・「無駄外出Q&A」がそれぞれ作成され対応が示されている。無断外出のおそれがある子どもの把握は受理会議で共有している他、入所後の子どもの様子等から把握するよう努めている。無断外出の可能性のある子どもについては、無断外出時の立ち寄り先や連絡方法など事前にリスト化することとし、万が一の場合に備えている。建物の周囲にセンサーを設置していることから、子どもの無断外出を感知することが出来るようになっている。無断外出発生時には、児童相談所職員で役割分担しながら対応を行う体制になっており、夜間においても緊急連絡網により職員を招集し、対応を行っている。他の都道府県で発見・保護された場合の引き取りについては、受け渡し場所や受け渡し方など子どもの福祉を十分に勘案しながら相手方と綿密に協議を行っている。

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

避難訓練年間計画により月1回、夜間・早朝などの時間帯や火災・地震など災害の種類を想定しながら入所児と一緒に訓練を実施している。緊急連絡網を職員全員に配布し、夜間等の緊急時に、速やかに招集できる体制を整えている。

しかし、災害発生時の対応について、東日本大震災時の対応記録は残してあるものの、関係機関との連携等について具体的な方法・手順等を明確にしたものはないため、マニュアルを作成するなどの対応が望まれる。なお、ハザードマップを確認のうえ、風水害・土砂災害などを含めた災害想定の避難訓練の実施も望まれる。

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

入所時に子どもの体温と体調をチェックする他、予防接種の接種状況、家族や通っていた保育所・学校等の感染状況等を確認し、感染症の可能性を判断している。感染の疑いがある場合は、個室(トイレ・シャワールーム付き静養室)に隔離し、抗原キットによるチェックや1~3日間の経過観察により必要な対応を行っている。感染症予防及び感染症発生時の対応については、感染症対応マニュアルを作成している。感染症が発生した場合には静養室で対応する他、複数発生した場合には人数調整により居室を個室化し、他児とは隔離して感染拡大を防ぐ対応を行っている。外出から戻った際には、手洗いやうがいを徹底し、毎日の検温と体調チェック、マスク・ペーパータオルの使用、ドアノブや施設内の消毒をするなど、感染症予防に努めている。

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

一時保護所の運営や業務に関する手順は、「一時保護所業務取扱要領」に定めている。新任研修の際には、業務取扱要領の内容について研修を行っている他、OJTによりその都度確認を行っている。

なお、職員が改善の必要性を感じた際には改善策について協議・検討し、取扱要領の改正を行っているが、定期的にチェックする仕組みとはなっていないため、子どもの変化や時代の要請に速やかに応じるためにも、定期的にチェックする仕組みを構築することが望まれる。また、ヒヤリハット報告集はあるが、リスク管理に関して定めたマニュアルが策定されていないため、マニュアルの作成が望まれる。

[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

外部評価による第三者評価結果を全職員で回覧し、課題を共有している。また、そこで用いられている評価表により毎年1回職員全員が自己評価を実施し、業務の改善に活かしている。意見箱に寄せられた児童の要望についても、意見箱設置要綱により組織的に対応している。これらの取り組みにより、LGBT等への対応方針の作成や要望のあった遊具の整備補充を行うなどの改善につなげている。

しかし、外部からの要請・要望に対してその都度単発的に応じる形で対応していることが多く、現状の業務について評価・分析し、質の向上に必要な課題を見出し、改善方策を検討するといった組織的・継続的な取り組みにはなっていないため、PDCAサイクルに基づいた質の向上を図る取り組みについて、恒常的に取り組める仕組みづくりに期待したい。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議で、子どもや家庭の状況、保育所・学校からの情報等を確認し、心身の状況や集団生活の状況などを把握している。一時保護所職員の情報共有は、申し送りや引き継ぎにより共有を図るとともに、児童相談所情報管理システムにより共有している。また、一時保護時に子ども本人や保護者からの聞き取り、母子手帳からの情報等により、集団生活の支障の有無や予防接種状況、アレルギー情報などを確認している。緊急保護などの場合は、児童福祉司を通して保護者や関係機関から情報を得ている。アレルギー情報が曖昧で入所後にアレルギーが疑われる場合や性的虐待・性的接触が疑われる場合には、本人及び親権者の同意を得たうえで、医療機関を受診し検査を実施している。

[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議において、子どもが抱える問題や家庭の問題、環境上の問題等についてアセスメントを行い、当面の援助方針を検討し、職員全員で共有している。緊急保護の場合は、保護後速やかに受理会議を開催し、必要な情報を収集するとともに、当面の対応方針の共有を図っている。入所後、一時保護所での観察ポイント、支援内容を作成し、職員間で共有している。行動観察や心理学的診断、社会診断、医学的診断等により総合的なアセスメントを行い、援助方針会議において援助方針を決定している。被虐待児童に対しては、一時保護所での生活の様子を観察しながら子どもの気持ちに寄り添い、安定した生活が送れるよう受容的な態度で接し、心理治療的関わりを行う心理判定員と協働しながら、その児童に必要な支援を行っている。

2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

受理会議で子どもの状況を確認するとともに、その子どもに必要な援助について検討し、一時保護所での支援内容を設定している。発達障がい児等で集団生活に馴染めない児童については、学習や食事の場面など衝立で空間を区切り周囲からの刺激を減らし、他児とは異なる日課で過ごすなど、個別プログラムを策定し、その児童に合わせた生活環境を提供している。LGBTの児童には本人の要望を確認し、必要に応じてトイレやシャワー室のある個室対応にするなどの配慮を行っている。また、被虐待児と保護者との交流については、子ども本人の意思や心情を尊重するとともに、児童福祉司や心理判定員と協議検討しながら慎重に対応を行っている。

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

第三者評価結果	b
---------	---

【コメント】

入所後の子どもへのアンケートで親や家族への思いを訊き、生活の中で語られる家族の話の観察などから、子どもの家族像を丁寧にアセスメントしている。児童福祉司の調査や心理判定員の面接で得た追加情報なども随時共有し、対人関係や行動面での問題が虐待の影響か特性か等を検討しながら対応を変え親や家族への心情の変化に合わせて必要な対応を行うなど、児童の変化に応じた支援を行っている。受理会議や3パート会議で退所時期の共有を図り、それに合わせた支援内容を立てているが、保護者の状況や子どもを受け入れる環境要因等により保護期間が長期化してしまうこともある。

なお、子どもの様子に変化等を感じた都度、個々の職員が行動記録票に記入し、全員回覧して必要と思われる対応方法に変えているが、組織的な個別援助指針の見直し体制とはなっていないため、組織的に子どものアセスメントや支援 内容の見直しを行う体制の整備が望まれる。

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

第三者評価結果	a
---------	---

【コメント】

入所後のアンケートをとる際に個別面談を実施している。また、子どもからの希望があつた時や、子どもの様子から必要と判断した際には、担当職員ではなくても個別面談を行い、子どもの気持ちを丁寧に聴き、子どもの気持ちが安定できるように努めている。同じシチュエーションであっても、応対する職員によって子どもの示す言動や態度が異なることも多いため、子どもの反応の仕方や行動についての情報を引継ぎや行動記録票で情報共有して、全職員での観察により子どものアセスメントを行っている。

また、保護した時点で個人ごとのケース補助ファイルを作成し、毎日の行動観察事項について、日勤者・夜勤者がそれぞれ客観的事実と所見を区別して記録している。さらに、児童相談所情報管理システムにより、その記録は全職員が閲覧できるようになっている。

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか

第三者評価結果

b

【コメント】

子どもの行動観察の引継ぎは、日勤者と夜勤者の間で午前と午後の1日2回実施している他、行動観察記録が児童相談所情報管理システムにより職員全員が閲覧できるようになっている。

しかし、観察会議は月1回程度の開催に留まっており、観察会議の記録様式を回覧して各職員が記載したものを観察会議の記録としてまとめることが多い。観察会議の実施要綱は策定したが、児童対応に追われることが多く、会議を開催する人員の確保が難しいことから、国の一時保護ガイドラインに沿った週1回の開催はできていない。また、定期的な開催ではないため、児童福祉司や心理判定員の参加もない状況にある。

なお、子どもの行動診断や支援目標の更新を一時保護所全体で組織的に行うためにも、定期的に観察会議を行うための工夫や職員配置体制の充実などを図ることが望まれる。

Ⅴ 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

受理会議において、保護の目的、虐待の種別・態様、健康状態、障がい・服薬・アレルギー等の有無、予防接種状況など、一時保護後に支援が必要となる情報を詳細に確認し、それらに対応できるような準備を行っている。また、入所時に保護者からも再度確認をしている。緊急保護の場合には、学校・保育所等子どもと関わりのある関係機関から情報提供を受けている。入所後、嘱託の小児科医の診察を受ける他、必要に応じ精神科医・整形外科医の診察や、主治医がある場合には主治医への受診も行っている。日用品や着替えは、子どもの年齢に合わせて貸与できるよう各種サイズのストックがある。原則として、肌着は支給し、その他は貸与している。衣服は入所時までに事前にサイズを確認し、準備をしている。

(2) 子どもの所持物

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

第三者評価結果

a

【コメント】

危険物・貴重品・失って困る物などは、入所時に一時保護所のしおりで子どもや保護者に説明したうえで、保護者に返還や事務室の鍵付きロッカーに保管している。私服は、極度に華美なもの、肌の露出が極端なもの以外は所持を認め、学用品も可能な範囲で私物を使用している。ぬいぐるみ・毛布・タオルなど愛着のあるものは所持を認め、本人または保護者の許可を得て記名もしくはタグをつけるなど持ち主がわかるようにしている。所持品は所持物調書を作成したうえで各々の写真を取り、それを子どもにも示して確認をしている。違法な所持物を持っていた実例はないが、その場合には警察に連絡することとしている。

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

第三者評価結果

a

【コメント】

援助方針会議において、子どもの支援方針・短期目標・長期目標等を検討し、子どもの特性との相性を含め最善の支援が図れる里親や施設を選定している。入所前に援助方針会議で決定した援助指針や成育歴等の子どもに関する詳細情報、一時保護所での生活の様子、対応に必要な留意点等を文書で提供している。また、里親や施設職員との事前面会や事前交流の際に、一時保護所職員からの情報提供を行う他、移送時に一時保護所職員が子どもに付き添うなど、スムーズに移行できるように努めている。地域での生活に戻る際には、要保護児童対策地域協議会や学校・保育所などの子どもに関わる関係機関に情報を提供して、継続的な支援体制の構築を図っている。

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保護解除時の所持品は、原則として保護者に返還している。年長児で本人が希望し、かつ危険物や本人の福祉を損なわない物の場合には、保護者の同意を得て本人に返却することもある。返還に際しては、入所時に作成した所持物調書及び写真と実物を照合し、過不足がないことを確認したうえで、所持物調書の受領欄に保護者の記名押印を得ている。触法事件に関する物については、警察が関与している場合には警察と協議のうえ返還しているが、警察の関与がなく、権利者が判明した場合には児童福祉司を通して返却している。	